

## 4. OECD EPR政府向けガイダンスマニュアル(抜粋)

### 第1章 概観と背景

#### 1.5 拡大生産者責任とは何か

OECDはEPRを、製品に対する製造業者の物理的および(もしくは)財政的責任が、製品ライフサイクルの使用後の段階にまで拡大される環境政策アプローチと定義する。EPR政策には以下の2つの関連する特徴がある:(1)地方自治体から上流の生産者に(物理的および(または)財政的に、全体的にまたは部分的に)責任を転嫁する、また(2)製品の設計において環境に対する配慮を組み込む誘引を生産者に与えること。

### 第3章 手法と措置

#### 3.11 要約:考察点のチェックリスト

1. EPR政策の枠組みは製品と廃棄物の両方の管理政策としてチェックされなければならない。選択される政策オプションは意思決定者が製品連鎖のどこに影響を与えたいかによる。すなわち、原料採取、設計又は処分のいずれかである。
2. EPR政策手法と措置は各国政府が、その最終目的と目標を達成するのに利用可能である。それらは製品回収、デポジット・リファンド、前払い処分料金、製品・原材料課税、川上における税・補助金の組み合わせ、および最低リサイクル含有要求である。政策立案者はこれらの手法を検討して、ニーズに最適なものを選び出す。選択された手法の介入ポイントは市場が製品の使用后段階でその処分による影響を内部化できないポイントとなる。政策の最終目的に最も適した手法又は手法の組み合わせを選択する。
3. 手法の適用可能性は政策の最終目的、又は関心のある環境影響を低減するのに必要な効果や圧力で決まる。
4. 附属書6は、プログラムの作成の背後にある政策手法、最終目的、目標および原動力を含む、電気、電子機器に対して作成された4つの国家プログラムの例である。附属書7は、日本の家電リサイクル法の運用を説明するフローチャートである。
5. いくつかのタイプの支援措置がEPRの有効性を補強するのに利用できる。これらの措置は政府の最終目的に照らして選択されねばならない。
6. EPRの環境上の有効性と経済的効率が検討されねばならない。より簡単な代替案や措置でEPR政策手法と同じ効果を生み出すことができる場合は、EPRベースの政策を導入する必要はない。
7. 選択基準は政策立案者らがそのニーズに最も適したEPR政策手法を選ぶのに役立つ。これらの基準は環境上の有効性、経済的効率、政治的受容性、管理可能性、(行政管理のしやすさ)およびイノベーション促進性である。

### 第4章 役割と責任

#### 4.6 責任の割当て時に考慮すべきこと

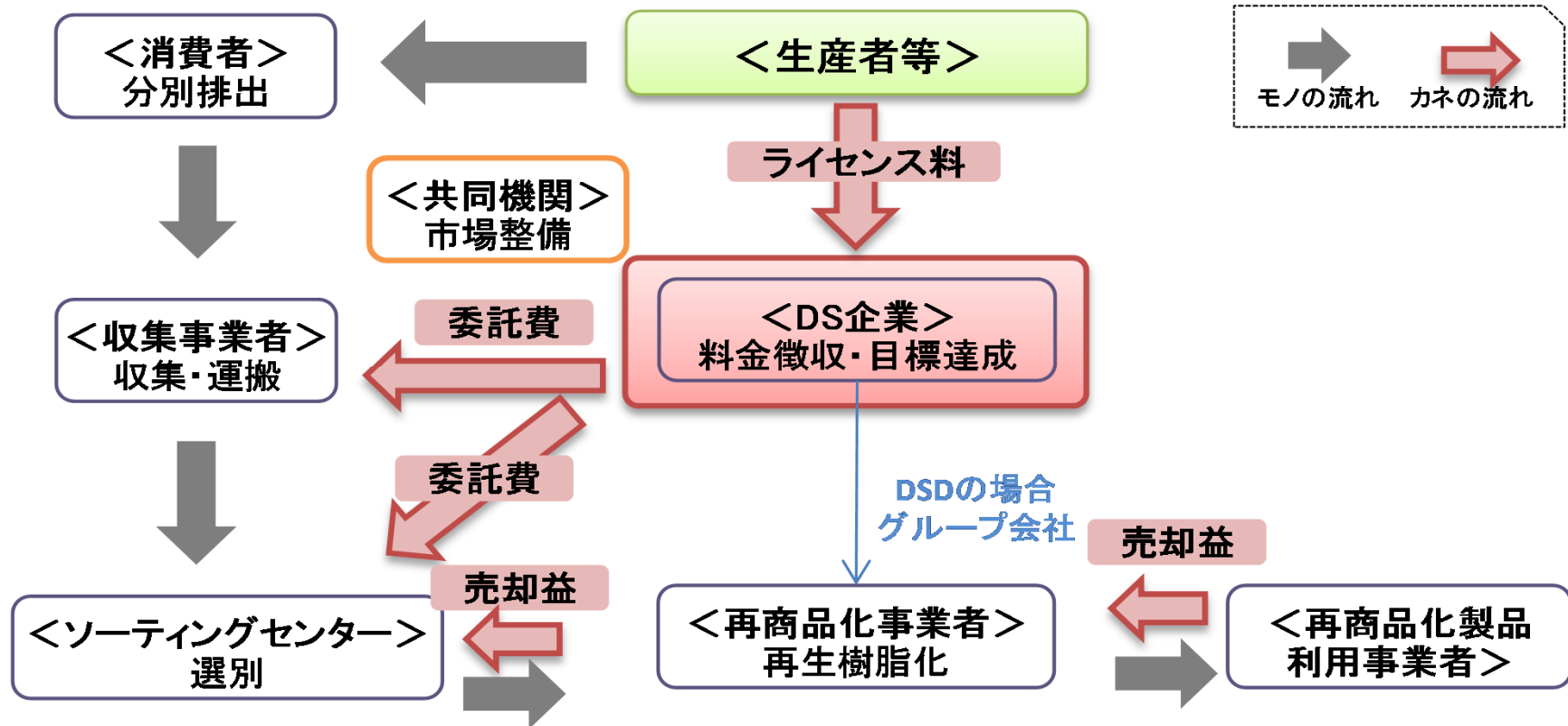
EPRについて責任を割り当てるとき、以下の点を考慮に入れるべきである:

- ✓ 政策の所定の最終目的とプログラムの目標
- ✓ 製品、製品グループ又はカテゴリーの特徴(例:製品の用途、材料の複合度、製品寿命、等々)
- ✓ 市場の力学(例:特定の用途と販売量での製品の流通)
- ✓ 特定の製品連鎖と関連する全主体
- ✓ 政策の策定、実施、監督及び適合性のモニタリングに必要な資源(リソース)

## 5. 欧州各国の容器包装リサイクル制度概要①

### ■ドイツ

- 生産者等(※)に対して、最終消費者から排出された容器包装廃棄物を収集及びリサイクルすることを義務づけている。
- 生産者等による容器包装廃棄物の収集及びリサイクルシステムは、自治体による既存の廃棄物の収集システムとは別のシステムであり、DS(デュアルシステム)と呼ばれる。生産者等は、DSを運用する企業に対して、収集・リサイクル費用を支払うことで、義務を果たしている。
- DSでの収集対象物は、全てのプラスチック製容器包装であり、ボトル等の硬質プラスチックのほか、フィルム等の軟質プラスチックを含む。

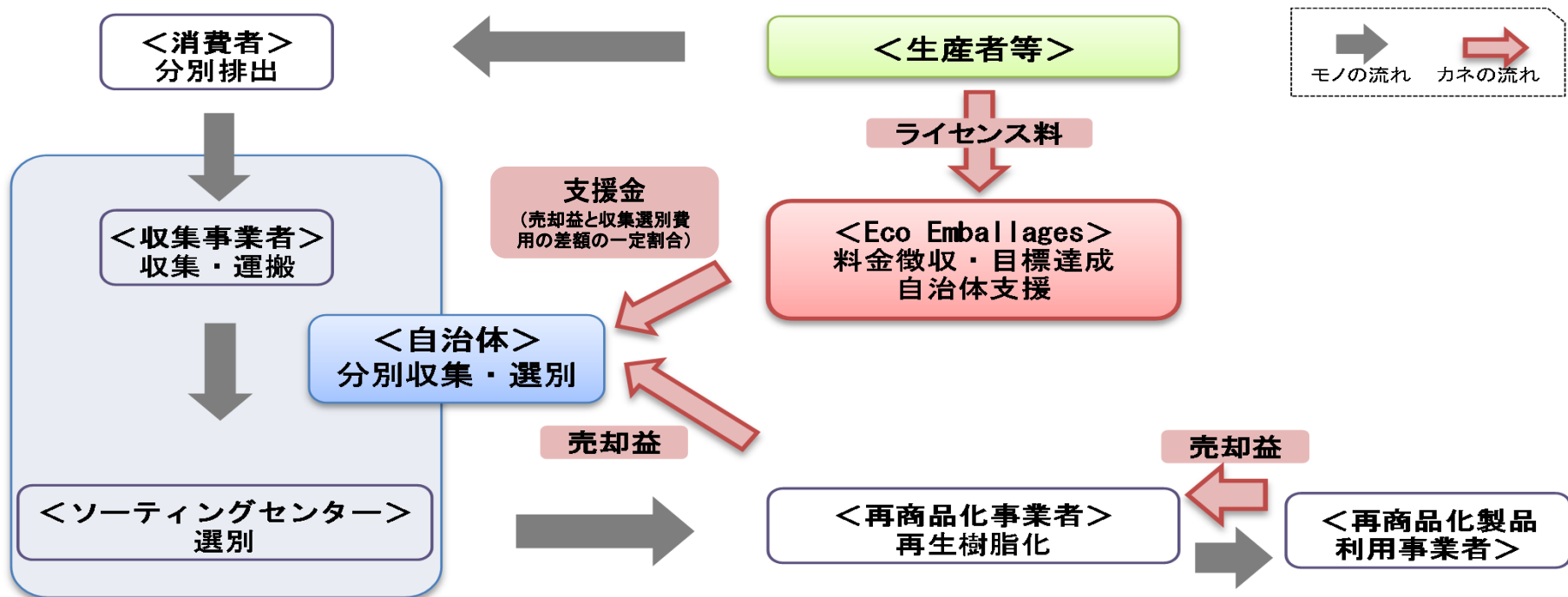


(※)ドイツ容器包装廃棄物令(Verordnung über die Vermeidung und Verwertung von Verpackungsabfällen)7条において、製品を充填した販売容器包装を最初に流通させる生産者・輸入者及び販売者としており、主に容器包装利用製品の生産者を指す。サービス包装(小売での持ち帰り用袋等)を提供する販売者も該当するが、これらの販売者は、当該販売者にサービス包装を卸売りした者(卸売業者や生産者等)にDS参加を委任することができる。

## 6. 欧州各国の容器包装リサイクル制度概要②

### ■フランス

- 生産者等(※)に対して、家庭からの容器包装廃棄物の収集及びリサイクルの責務を課している。実際の容器包装廃棄物の収集及び選別は自治体が実施している。生産者等は、政府によって認定された容器包装廃棄物の収集・リサイクルシステム(現在は実質的にEco Emballagesのみ)に加入するか、独自に収集・リサイクルを行うことで義務を果たしている。
- Eco Emballagesは、生産者等から収集・リサイクル費用を徴収しており、徴収した費用の中から自治体に対して、容器包装廃棄物の分別収集・選別費用と、収集した容器包装廃棄物のリサイクル事業者への売却益の差額分の一定割合を支援金として支払っている。
- 自治体が容器包装廃棄物をリサイクル事業者に引き渡すためには、収集物を無償又は有償で引き渡せる状態にしなければならないこととされている。このため、収集対象物は各自治体が決めているが、リサイクル用に収集されるプラスチック容器包装は主にボトル等の硬質プラスチックである(ペットボトルを含む)。

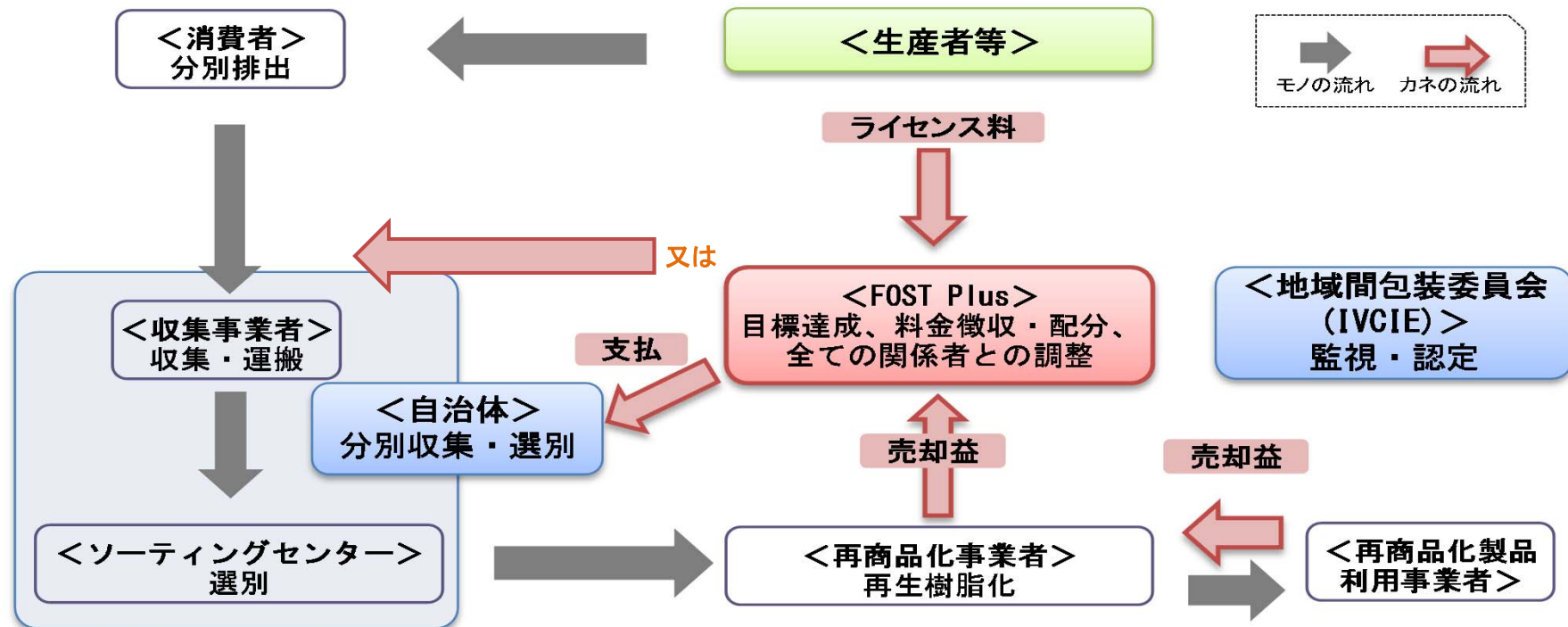


(※) フランス環境法典 (Code de l'environnement articles L.541-10 et R.543-53 à R.543-65) R.543-56条において、包装された製品の生産者もしくは輸入者であり、製品を市場に最初に流通させた者としており、主に容器包装利用製品の生産者及び輸入者を指す。生産者あるいは輸入者としてふるまう販売者も該当する。

## 8. 欧州各国の容器包装リサイクル制度概要④

### ■ベルギー

- 生産者等(※1) に対して、容器包装廃棄物を収集・リサイクルすることを義務付けている。
- 生産者等は、政府によって認定された生産者責任組織の収集・リサイクルシステム(家庭系容器包装廃棄物についてはFost Plusのみ)に参加するか、独自に収集・リサイクルを行うことで義務を果たしており、実質的にはFost Plusに参加していることが多い。
- Fost Plusは生産者等から収集・リサイクル費用を徴収している。Fost Plusは、徴収した費用の中から、自治体に対して、容器包装廃棄物の分別収集・選別費用を支払うか、あるいは自治体から容器包装廃棄物の分別収集・選別業務を引き受けて実施※2している。
- Fost Plusが自治体に分別収集・選別費用を支払う条件(収集選別事業者への委託条件)として、収集対象物や収集回数に関するルールをFost Plusが定めており、プラスチック製容器包装の収集対象物は ボトル等の硬質プラスチックのみとなっている(ペットボトルを含む)。



(※1)ベルギー容器包装協定(INTERREGIONAL COOPERATION AGREEMENT OF 04-11-2008 ON THE PREVENTION AND MANAGEMENT OF PACKAGING WASTE)6条において、年間300kg以上の容器包装を市場に流通させる、包装された製品の生産者及び輸入者としており、主に容器包装利用製品の生産者及び輸入者を指す。サービス包装(小売での持ち帰り用袋等)の生産者及び輸入者も該当する。上記以外の産業容器包装で、包装された製品を開封・消費した主体も該当する。

(※2)FOST Plusが直接委託(競争入札で決定)